

「防災標語コンテスト」応募作品審査要領

1 審査の進め方について

審査の方法は、「防災標語コンテスト」実施要領に基づいて応募のあったすべての作品について、2回の審査（第一次審査、最終審査）を経て入選作品を推薦する。

2 審査基準

- 備蓄やローリングストック、家族の決め事、日頃からの準備など、「災害への備え・防災対策」等の観点で作成された作品であること
- 「防災対策」を目的に書かれた作品であること
- その標語単独でも「防災対策」を目的とした標語と感じられる作品であること
- 「防災対策」に対してのメッセージが感じられる作品であること
- 「災害」を他人事化せず、自分たちの問題として捉えられている作品であること
- 語句の意味が分かりやすく、防災対策がイメージしやすい作品
- 五・七・五形式（※）で作成されており、読んだときにリズム感がある作品
※ 五・七・五形式を基本とした概ね20字以内の標語
- 漢字や平仮名の使い分けなども含め、その学年（年齢）にふさわしい作品であること
- 文字や送り仮名に誤りがない作品であること
- 過去の入賞作品（他の類似コンテスト）と同一作品ではないこと、もしくは明らかに酷似が見受けられる作品ではないこと
- 国籍、地域、職業、性別に対しての思慮・配慮がなされ、公平な視点での作品となっていること
- 個人や団体、グループなどを特定する言葉や誹謗中傷するような言葉を含んでいない作品であること

3 審査の方法について

(1) 事前審査

ア 審査員

盛岡市危機管理防災課及び大塚製薬株式会社の職員とする。

イ 審査

提出期限までに応募があった作品の中から、審査員が次の(ア)～(ウ)に該当しない作品を選出する。

(ア) 過去の入選作品に該当する作品（大塚製薬にて確認）

(イ) 募集対象外の応募者の作品（応募者住所にて確認）

(ウ) 防災対策のイメージが感じられない作品及び防災対策にマイナスイメージを与える作品

(2) 第一次審査

ア 審査員

盛岡市危機管理防災課の職員 10名程度

イ 審査

各審査員が審査基準に基づき、1～12位まで順位付けを行い、次表に基づき配点して上位12作品を最終審査作品として、大塚製薬㈱の職員へ電子メール等で提出する。ただし、同点の作品があった場合は、12作品程度とする。

※ 第一次審査の得点及び順位は最終審査に反映しない。

順位	配点	作品数
1位	5点	1
2位	4点	1
3位	3点	1
4～6位	2点	3
6～12位	1点	6

(3) 最終審査

ア 審査員

大塚製薬㈱の職員 10名程度

イ 審査

第一次審査により選定した作品（12作品程度）を対象として、各審査員が審査基準に基づき、1～6位まで順位付けを行い、次表に基づき配点して上位6作品を選定する。

順位	配点	作品数
1位	3点	1
2～3位	2点	2
4～6位	1点	3

ウ 入選作品の推薦

大塚製薬の職員は各作品の得点を集計し、第1位の作品を市長賞、第2～6位の5作品を優秀賞として入選作品を推薦する。

ただし、同点の作品があった場合は、最終審査審査員で多数決を行い、盛岡市長賞1作品、優秀賞5作品を選出した上で入選作品（6作品）を推薦する。

4 入選作品の決定について

最終審査で推薦された入選作品（6作品）は、盛岡市長の決裁によって決定される。